

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
株式会社 翻訳センター
代表取締役社長 二宮 俊一郎

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）当社の営業時間終了時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区安土町3丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 4階 ヴィアーレホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第33期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 役員賞与支給の件
- 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告ならびに連結計算書類および計算書類に修
正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.honyakuctr.com/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続く一方、米国の通商政策による貿易摩擦や金融資本市場の変動の影響、英国におけるEU離脱問題など世界経済における不確実性の高まりから、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような環境のもと、当社グループは2019年3月期からの3カ年計画である第四次中期経営計画に基づき、中核事業である翻訳事業の持続的成長を目指すとともに翻訳支援ツールや機械翻訳など最先端技術の積極的な活用を推し進め、企業のグローバル展開に伴う翻訳・通訳需要の獲得に努めてまいりました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高、利益ともに過去最高を更新いたしました。売上高は、当社グループのコアビジネスである翻訳事業が堅調に推移したことに加えM&Aの連結効果発現により、前期比13.0%増の12,008百万円となりました。営業利益は、翻訳事業の増収効果と粗利率の改善により前期比12.2%増の900百万円、経常利益は前期比11.4%増の905百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比11.2%増の630百万円となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、「語学教育事業」については「その他」の区分に変更しております。また、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

(a) 翻訳事業

特許分野では、主要顧客である特許事務所からの受注が好調に推移したことに加え企業の知的財産関連部署との取引も順調なことから、売上高は前期比13.7%増の2,139百万円となりました。医薬分野では、国内外の製薬会社からの安定した受注に加え、CRO（医薬品開発受託機関）との取引が順調に推移し、売上高は前期比5.5%増の2,897百万円となりました。工業・ローライゼーション分野では、株式会社メディア総合研究所が連結対象に加わったことにより、売上高は前期比21.6%増の2,725百万円となりました。金融・法務分野では、企業の管理系部署との取引が堅調なことから、売上高は前期比1.9%増の744百万円となりました。これらの結果、翻訳事業の売上高は前期比12.0%増の8,506百万円となりました。

(b) 派遣事業

語学スキルの高い人材を派遣する派遣事業においては、金融関連企業やITサービス関連企業、医薬品関連企業からの求人が順調に推移し、売上高は前期比5.7%増の1,192百万円となりました。

(c) 通訳事業

通訳事業においては、大手情報通信関連企業や医薬品関連企業、IR通訳案件などの受注が好調に推移したことから、売上高は前期比11.3%増の1,039百万円となりました。

(d) コンベンション事業

コンベンション事業においては、「第8回太平洋・島サミット」、「第5回国際女性会議 WAW! / W20」などの国際会議や「第49回日本人工関節学会」などの医学会案件の受託・運営が寄与し、売上高は前期比36.3%増の677百万円となりました。

(e) その他

その他のセグメントにおいては、外国への特許出願に伴う明細書の作成や出願手続きを行う株式会社外国出願支援サービスが好調に推移したこと、株式会社メディア総合研究所のIT事業の売上が加わったことなどから、売上高は前期比27.0%増の593百万円となりました。

なお、IT事業は当連結会計年度において売却しております。

② 資金調達の状況

該当事項はありません。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資総額は232百万円であり、その主たるものは、翻訳事業における翻訳作業工程の効率化と最適化を推進し、生産性の向上を図るための社内システム開発費用173百万円のほか、通訳事業およびコンベンション事業における営業支援システムの改修費用30百万円であります。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分	2015年度 第 30 期	2016年度 第 31 期	2017年度 第 32 期	2018年度 第 33 期 (当連結会計年度)
売 上 高	千円 9,178,312	千円 10,218,750	千円 10,618,900	千円 12,008,756
経 常 利 益	千円 534,370	千円 699,215	千円 812,053	千円 905,081
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	千円 430,365	千円 444,350	千円 566,697	千円 630,239
1株当たり当期純利益	円 銭 127.74	円 銭 131.89	円 銭 168.21	円 銭 187.39
総 資 産	千円 4,657,059	千円 5,111,162	千円 5,741,060	千円 6,486,438
純 資 産	千円 3,126,002	千円 3,477,980	千円 3,939,274	千円 4,350,446
1株当たり純資産額	円 銭 927.87	円 銭 1,032.34	円 銭 1,169.33	円 銭 1,310.90

(注) 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
HC Language Solutions, Inc.	1百万USドル	100%	翻訳事業
株式会社外国出願支援サービス	45,000千円	100%	外国特許出願支援事業
株式会社アイ・エス・エス	99,000千円	100%	通訳事業、派遣事業、 コンベンション事業
株式会社アイ・エス・エス・インスティテュート	99,000千円	100%	語学教育事業
株式会社パナシア	45,000千円	100%	メディカルライティング事業
株式会社メディア総合研究所	100,000千円	100%	翻訳事業、IT事業

(4) 対処すべき課題

翻訳・通訳業界におきましては、企業のグローバル展開を背景に市場は年々成長しています。また、人材派遣業界も企業の人材不足を背景に需要が拡大しており、コンベンション業界では政府によるMICE（注）の誘致活動が活発化するなど、当社グループの事業に係る需要は堅調に推移しております。その一方で機械翻訳の技術向上に伴う新たなサービスの導入など、市場環境は急速に変化しております。

このような環境のもと、当社グループは先の中期経営計画の経営ビジョン「すべての企業を世界につなぐ 言葉のコンシェルジュ」を引き継ぎ、さらなる成長のため2019年3月期からの3カ年計画である第四次中期経営計画を策定いたしました。多様化・高度化する顧客ニーズに対応すべく、課題解決型の高付加価値企業となることを目指し、以下の重点施策に取り組んでまいります。

（注）MICEとは企業等が行う会議・セミナー（Meeting）や報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際会議・学会会議（Convention）、展示会・イベント（Exhibition/Event）の頭文字をとった造語でビジネスイベント等の総称を指します。

① ソリューション提案力の強化

企業のグローバル展開が加速する環境において、お客様によりご満足いただけるサービスを提供するため、専門特化サービスの集合体としての強み・価値を訴求しながら、各種ツール・ソフトウェアを活用した翻訳業務の効率化を提案してまいります。

② 言語資産の活用

翻訳文の品質安定と生産効率の向上を図るため、翻訳支援ツールや機械翻訳を積極的に活用し、言語資産を効果的に運用する環境を整備してまいります。

③ 経営基盤の整備

ICT（注）を活用しながら業務プロセスの標準化と自動化を推し進め、引き続き社内業務の効率化に取り組んでまいります。また、ツール・ソフトウェアを効果的に活用するため、人材の育成と組織機構の最適化により、環境の変化に対応してまいります。

（注）ICTとは、Information and Communication Technologyの略称で、情報処理および情報通信、つまりコンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称を指します。

(5) 主要な事業内容

当社グループでは、特許、医薬、工業・ローカライゼーション、金融・法務の主要4分野を中心とした翻訳事業、顧客への通訳者・翻訳者を中心とした派遣事業、大規模国際会議や企業内会議における通訳事業、国際会議・国内会議（学会・研究会）やセミナー・シンポジウム、各種展示会の企画・運営を行うコンベンション事業、企業の外国特許出願の支援や通訳者・翻訳者の養成を目的とした語学学校の運営などのその他の事業を主たる事業としております。

(6) 主要な拠点等

① 当社

名	称	所	在	地
本	社	大阪府	大阪	市
大	阪	営	業	部
東	京	本	社	
名	古	屋	営	業
		愛知県	名古屋	市

② 子会社

名 称	所 在 地
HC Language Solutions, Inc.	米国カリフォルニア州
株式会社外国出願支援サービス	東京都港区
株式会社アイ・エス・エス	東京都港区
株式会社アイ・エス・エス・インスティテュート	東京都千代田区
株式会社パナシア	東京都港区
株式会社メディア総合研究所	東京都渋谷区

(7) 従業員の状況

① 当社グループの状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
507名 (144名)	11名減 (4名増)

(注) パートタイマー、アルバイトの臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()に外数で記載しております。

② 当社の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減
328名 (115名)	14名増 (7名増)

(注) パートタイマー、アルバイトの臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,280,000株
 (2) 発行済株式の総数 3,369,000株（自己株式50,350株を含む）

（注）当社は2018年4月1日を効力発生日として1株につき2株の割合をもって分割する株式分割を行っており、2018年4月1日をもって、発行可能株式総数は10,280,000株、発行済株式の総数は3,369,000株となっております。

- (3) 株主数 2,351名

- (4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エ ム ス リ ー 株 式 会 社	663,000株	19.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	305,600	9.20
B N Y M N O N - T R E A T Y D T T	192,600	5.80
東 郁 男	153,600	4.62
浅 見 和 宏	88,800	2.67
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	75,500	2.27
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	74,700	2.25
翻 訳 セ ン タ ー 従 業 員 持 株 会	59,000	1.77
B N Y M T R E A T Y D T T 1 5	54,100	1.63
二 宮 俊 一 郎	51,900	1.56

（注）持株比率は自己株式（50,350株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

1. 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
2. 取得した株式の総数 : 50,000株
3. 取得総額 : 123,113,800円
4. 取得期間 : 2019年2月15日～2019年3月18日

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2019年3月31日現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
二 宮 俊 一 郎	代 表 取 締 役 社 長	株式会社アイ・エス・エス 代表取締役社長 株式会社アイ・エス・エス・インスティテュート 代表取締役社長 株式会社メディア総合研究所 代表取締役社長 HC Language Solutions, Inc. 代表取締役社長
東 郁 男	取 締 役 会 長	一般社団法人日本翻訳連盟 会長 株式会社アイ・エス・エス 代表取締役会長 株式会社バナシア 代表取締役社長
武 山 佳 憲	取 締 役 兼 医 薬 工 業 シ ョ ン	営業統括部長 営業部 ローカライゼーション営業部長
魚 谷 昌 司	取 締 役 兼 経 理	管理統括部長
山 本 淳	取 締 役	弁護士法人堂島法律事務所 パートナー弁護士
妙 中 厚 雄	常 勤 監 査 役	—
松 村 信 夫	監 査 役	プログレ法律特許事務所 事務所代表
大 西 耕 太 郎	監 査 役	公認会計士大西耕太郎事務所 代表 株式会社フレンドリー 社外監査役 株式会社NEXT CENTURY 代表取締役社長 株式会社HAYAWAZA 取締役

- (注) 1. 取締役山本淳氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役妙中厚雄氏、監査役松村信夫氏、監査役大西耕太郎氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役山本淳氏、常勤監査役妙中厚雄氏、監査役松村信夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役妙中厚雄氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役山本淳氏、監査役松村信夫氏は、弁護士の資格を有しており、法務事項に関する専門的な知識を有しております。
6. 監査役大西耕太郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 2018年6月27日付で取締役の地位および担当が次のとおり変更になりました。

氏 名	異 動 前	異 動 後
二 宮 俊 一 郎	取 締 役 経 営 企 画 統 括	代 表 取 締 役 社 長
東 郁 男	代 表 取 締 役 社 長	取 締 役 会 長

8. 2019年4月1日付で取締役の地位および担当が次のとおり変更になりました。

氏 名	地位および担当
武 山 佳 憲	取 締 役 営 業 統 括 兼 工 業 ・ ロ ー カ ラ イ ゼ ー シ ョ ン 営 業 部 長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役山本淳氏および社外監査役妙中厚雄氏、松村信夫氏、大西耕太郎氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、その責任を限定する契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	金 額
取 締 役	6名	106,050千円
監 査 役	3名	24,000千円
合 計 (うち社外役員)	9名 (4名)	130,050千円 (30,000千円)

- (注) 1. 2009年6月25日開催の第23回定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額18,000千円であり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2009年6月25日開催の第23回定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額4,000千円であります。
3. 上記の支給額には、2019年6月26日開催予定の第33回定時株主総会において付議いたします役員に対する賞与支給予定額が以下のとおり含まれております。
- 取締役4名（社外取締役を除く。） 30,000千円 監査役3名 6,000千円

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役	山本 淳	弁護士法人堂島法律事務所 パートナー弁護士
監査役	松村 信夫	プログレ法律特許事務所 事務所代表
監査役	大西 耕太郎	公認会計士大西耕太郎事務所 代表 株式会社フレンドリー 社外監査役 株式会社NEXT CENTURY 代表取締役社長 株式会社HAYAWAZA 取締役

(注) 当社と上記兼職先との間には特別の関係はありません。

② 主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	山本 淳	取締役会には開催23回の内、22回出席（出席率95%）し、経営全般に亘り、適法性、適正性、妥当性の観点から意見の表明を行っております。
監査役	妙中 厚雄	取締役会には開催23回の内、23回出席（出席率100%）、監査役会には開催14回の内、14回出席（出席率100%）し、経営全般に亘り、適法性、適正性、妥当性の観点から、意見の表明を行っております。
監査役	松村 信夫	取締役会には開催23回の内、20回出席（出席率87%）、監査役会には開催14回の内、13回出席（出席率92%）し、経営全般に亘り、適法性、適正性、妥当性の観点から、意見の表明を行っております。
監査役	大西 耕太郎	取締役会には開催23回の内、21回出席（出席率91%）、監査役会には開催14回の内、14回出席（出席率100%）し、経営全般に亘り、適法性、適正性、妥当性の観点から、意見の表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) EY新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付で新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,800千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,800千円

- (注) 1. 上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。
2. 監査役会は、経理部担当取締役、経理部および会計監査人から必要な資料の入手、報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務の執行状況、報酬見積りの算出根拠について確認、検証した結果、提示された報酬額を妥当と判断し同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合に、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

上記の事由に該当する事実がある場合のほか、監査役会は、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると認められた場合、または監査の適切性または効率性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断された場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金30,000千円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および子会社の取締役および従業員を対象とする「グループ企業行動規範」、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンスガイド」を定め、法令、定款および社内規程の遵守・徹底を図るとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備を推進します。
- ② コンプライアンス上の問題の情報共有、未然防止のために、コンプライアンス担当役員を長とし、当社および子会社の取締役および従業員で構成されるコンプライアンス委員会を設置しています。また、コンプライアンス上の問題の早期発見および対応のため、当社および子会社の従業員を対象として、社内および社外の相談窓口（コンプライアンス・ヘルプライン）を設置しています。
- ③ 重大なコンプライアンス違反が発生した場合は、コンプライアンス担当取締役は社内および社外の相談窓口あるいは関連部署に事実関係を確認のうえ、直ちに取締役会および監査役会に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令および社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記載・記録して適切な保存管理を行います。また、取締役および監査役は、常時これらの文書等の閲覧が可能です。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社および子会社の事業遂行にあたり発生しうるリスクを平常時の段階で想定するとともに、リスクが現実化した場合の意思決定、役割分担、具体的対応に関する体制を規定するため、当社および子会社を対象とする「リスクマネジメント規程」を制定し運用します。
- ② 当社グループ全体におけるリスクマネジメントを推進するため、「リスクマネジメント委員会」を設置し、経営に重大な影響を及ぼす重要リスクを想定します。想定された重要リスクについては指定を受けた責任部門において、対応策の策定・リスク低減活動の実施等を、合理的かつ適切な方法で管理します。
- ③ 当社または子会社において重要リスクが現実化した場合に、損失を最小限にとどめるために、代表取締役またはその指名する者を本部長とする対

策本部を設置し、情報および権限、意思決定の一元化を図り、迅速かつ適切な対応を行います。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程に基づき定期的に開催するとともに、必要に応じ適宜臨時に開催して重要事項の決定を行い、相互に業務執行の監督を行っています。
- ② 取締役および監査役と各部署の責任者を構成メンバーとし、経営戦略の浸透および各部署の適時適切な現状報告を目的とした経営会議を月1回開催します。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行に関しては、その自主性を尊重するとともに、当社グループ全体の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」を制定します。
- ④ 子会社の重要な意思決定に関わる事項については、当社取締役会の決議を経ることとし、当社グループ全体のガバナンスの維持・強化を図ります。
- ⑤ 連結ベースの中期経営計画および年度経営計画を策定し、当社および子会社における適正かつ効率的な経営を執行します。

(5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役の職務の執行に関し、当社取締役会・経営会議等において、定期的な報告の機会を設けることとしています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、その使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を設置すべきことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査担当者を監査役の職務を補助すべき使用人として指名することとします。

(7) 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役を補助する期間中、その使用人への指揮命令権は監査役に専属し、取締役の指揮命令権が及ばないものとします。
- ② 監査役を補助する使用人に対する人事異動等の事項は、事前に監査役会の同意を要するものとします。

**(8) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
その他監査役への報告に関する体制**

- ① 当社の代表取締役および取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況を報告します。

- ② 当社および子会社の取締役および使用人は監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、職務執行に関する以下の事項について速やかに監査役に報告および情報提供を行います。
- ・ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - ・ 法令・定款に違反する恐れのある事項および不正行為
 - ・ 毎月の会計関連資料
 - ・ 内部監査室が実施した監査結果
 - ・ コンプライアンス相談窓口への通報状況
 - ・ 上記以外のコンプライアンス上重要な事項
- ③ 前記にかかわらず、当社および子会社の取締役および従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行います。
- ④ 監査役は子会社の監査役との間で定期的に意見交換および情報交換を行います。
- (9) **監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社監査役に報告を行った者が、報告を行ったことにより不利な取扱いを受けないようにするため、報告者およびその内容に関する情報について管理する体制を整備します。
- (10) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他のその職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- 監査役がその職務の執行について費用の前払または償還を請求したときは、その請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なでないことを当社が証明した場合を除き、速やかにその費用の前払または償還を実施するものとします。また、職務の執行について生ずる債務の処理についても同様とします。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を直接確認するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることが可能な体制とします。
- ② 監査役は代表取締役ならびに会計監査人との間で定期的に協議し、意見交換と情報の共有化を図ります。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
- ② 当社の各部門および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- ① 反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力への対応に関する規程」を整備し、取引の開始にあたり反社会的勢力でないことの確認を徹底するなど組織的に対応することとしております。
- ② 反社会的勢力への対応に関する教育と啓蒙活動を通じ、従業員全員に周知徹底を図るとともに、人事総務部を対応部署として必要に応じ外部専門機関との連携を図る体制を整えております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおけるコンプライアンスをはじめとするリスク管理の運用状況は以下のとおりであります。

- ・コンプライアンス体制に関しては、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、当社グループにおける課題と対応に関する情報共有および意見交換を行いました。コンプライアンス委員会においては、啓蒙活動としてコンプライアンス研修の実施や情報発信により、従業員に対する注意喚起と周知徹底を図っております。また、内部通報制度について、外部相談窓口を増設して当社グループ内に周知することにより、効果的な情報収集を図っています。

- ・顧客の情報や個人情報等に対する情報セキュリティ体制に関しては、ISMSやプライバシーマークの認証に基づいたリスクマネジメントプロセスを導入しております。具体的には、リスク評価に基づき選定した課題について年間計画等を策定し、情報管理委員会や経営者による評価を定期的に受けるほか、役職員に向けての情報発信や研修の実施による啓蒙活動を行っております。

- ・リスク管理体制に関しては、当社では、リスクマネジメント委員会を定期的に開催し、リスク情報を一元的・網羅的に収集・評価して重要リスクを特定し、その重要性に応じたリスク対応を進めております。また、グループ会社においても、個別に実施したリスクアセスメントに基づき対応を行っております。

- ・取締役の業務執行に関しては、当社では、取締役会を当期23回開催のうえ、重要な審議事項に対して取締役及び監査役それぞれが活発な意見交換を行っております。また、中期経営計画とそれに基づく年度事業計画については、役員及び経営幹部が出席する定期的な経営会議等において進捗管理を行っております。

- ・監査役の監査に関しては、当社では、監査役は代表取締役を始め各取締役および各部室長と定期的な会合を実施しているほか、会計監査人より年1回の監査報告、年3回の四半期レビュー報告を受けて連携を図り、監査の実効性の確保、向上に努めております。

- ・グループ会社の経営管理に関しては、当社がグループ会社に派遣した取締役や監査役等を通じ、適正な経営基盤やガバナンスの整備、および運営等に対する経営監督を行い、定期的な取締役会の開催・年度および月次での営業活動等の報告を定期的に受けることにより、グループ会社の重要な業務執行について適切に管理しております。

本事業報告中の記載金額および％は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	5,220,840	【流動負債】	1,974,927
現金及び預金	2,579,080	買掛金	915,736
受取手形及び売掛金	2,336,911	未払法人税等	238,023
仕掛品	135,910	賞与引当金	258,281
その他	169,142	役員賞与引当金	41,000
貸倒引当金	△204	その他	521,886
【固定資産】	1,265,597	【固定負債】	161,063
(有形固定資産)	80,362	役員退職慰労引当金	23,800
建物	51,209	退職給付に係る負債	137,263
工具、器具及び備品	29,153	負債合計	2,135,991
その他	0	(純資産の部)	
(無形固定資産)	546,896	【株主資本】	4,332,660
のれん	240,879	資本金	588,443
その他	306,017	資本剰余金	478,823
(投資その他の資産)	638,338	利益剰余金	3,389,269
投資有価証券	195,182	自己株式	△123,875
退職給付に係る資産	66,929	【その他の包括利益累計額】	17,785
繰延税金資産	156,590	その他有価証券評価差額金	△237
その他	220,493	為替換算調整勘定	22,002
貸倒引当金	△858	退職給付に係る調整累計額	△3,979
資産合計	6,486,438	純資産合計	4,350,446
		負債・純資産合計	6,486,438

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,008,756
売 上 原 価		6,999,482
売 上 総 利 益		5,009,274
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,108,858
営 業 利 益		900,415
営 業 外 収 益		
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	525	
そ の 他	5,110	5,635
営 業 外 費 用		969
経 常 利 益		905,081
特 別 利 益		
収 用 補 償 金	28,539	
事 業 譲 渡 益	42,849	71,388
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,003	
減 損 損 失	20,969	21,972
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		954,497
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	335,394	
法 人 税 等 調 整 額	△11,136	324,257
当 期 純 利 益		630,239
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		630,239

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 合	
2018年4月1日残高	588,443	478,823	2,856,725	△357		3,923,633
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当			△97,695			△97,695
親会社株主に帰属する 当期純利益			630,239			630,239
自己株式の取得				△123,517		△123,517
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額（純額）						
当連結会計年度変動額合計	－	－	532,544	△123,517		409,027
2019年3月31日残高	588,443	478,823	3,389,269	△123,875		4,332,660

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2018年4月1日残高	△187	24,322	△8,493	15,641		3,939,274
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△97,695
親会社株主に帰属する 当期純利益						630,239
自己株式の取得						△123,517
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額（純額）	△49	△2,320	4,514	2,144		2,144
当連結会計年度変動額合計	△49	△2,320	4,514	2,144		411,171
2019年3月31日残高	△237	22,002	△3,979	17,785		4,350,446

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

HC Language Solutions, Inc.、株式会社外国出願支援サービス

株式会社アイ・エス・エス、株式会社アイ・エス・エス・インスティテュート

株式会社パナシア、株式会社メディア総合研究所

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社名

ランゲージワン株式会社

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちHC Language Solutions, Inc. の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券……………時価のあるものについて、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないものについて、移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品……………個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物…………… 8～18年

工具、器具及び備品…… 3～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えて、当社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、当社において当制度は2006年6月9日開催の取締役会において廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度廃止日に在任している役員に対する支給予定額であります。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

(5) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、5～10年間の定額法により償却を行っております。

2. 表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

159,975千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	3,369,000	—	—	3,369,000
合計	3,369,000	—	—	3,369,000

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	194	50,156	—	50,350
合計	194	50,156	—	50,350

(注) 自己株式の数の増加の内訳は、次の通りであります。

取締役会決議に基づく取得による増加 50,000株

単元未満株式の取得による増加 156株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	97,695	58	2018年3月31日	2018年6月28日

(注) 2018年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月26日開催予定の第33回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議いたします。

イ. 配当金の総額 116,152千円

ロ. 1株当たり配当額 35円

ハ. 基準日 2019年3月31日

ニ. 効力発生日 2019年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、基本的に安全性の高い金融資産で余資運用しております。また、資金調達について現状、自己資金で全て賄っておりますが、事業計画や設備投資計画等に照らした上、必要に応じて外部調達することがあります。デリバティブ取引については行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上又は資本提携等に関連する企業の株式であり、市場価格の変動リスクや投資先の事業リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月内の支払期日であり流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について営業業務処理規程に従い、各営業部において主要な取引先の状況を必要に応じて調査し、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の営業業務処理規程に準じて、同様の管理を行っております。また、差入先に対する信用リスクについては、差入先の信用状況を定期的に把握すること等を通じて、リスクの軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社の経理部において適時に資金繰を管理しており、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注2)参照）

	連結貸借対照表計上額 (千円)*	時価(千円)*	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,579,080	2,579,080	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,336,911	2,336,911	—
(3) 投資有価証券	1,675	1,675	—
(4) 買掛金	(915,736)	(915,736)	—
(5) 未払法人税等	(238,023)	(238,023)	—

(* 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額193,507千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)	1年超(千円)
現金及び預金	2,579,080	—
受取手形及び売掛金	2,336,911	—
合計	4,915,991	—

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,310円90銭
1株当たり当期純利益	187円39銭

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	3,280,062	【流動負債】	1,207,316
現金及び預金	1,719,080	買掛金	545,517
受取手形	134,923	未払金	138,206
売掛金	1,223,459	未払法人税等	179,402
仕掛品	97,031	賞与引当金	178,000
前払費用	77,556	役員賞与引当金	36,000
その他	28,141	その他	130,189
貸倒引当金	△130		
【固定資産】	2,011,656	【固定負債】	117,172
(有形固定資産)	70,189	役員退職慰勞引当金	23,800
建物	45,289	退職給付引当金	93,372
工具、器具及び備品	24,899	負債合計	1,324,488
(無形固定資産)	251,626	(純資産の部)	
ソフトウェア	34,260	【株主資本】	3,967,229
その他	217,366	資本金	588,443
(投資その他の資産)	1,689,840	資本剰余金	478,823
投資有価証券	167,310	資本準備金	478,823
関係会社株式	1,183,847	利益剰余金	3,023,839
前払年金費用	71,894	利益準備金	14,434
繰延税金資産	102,404	その他利益剰余金	3,009,404
差入保証金	163,099	自己株式	△123,875
その他	2,141	純資産合計	3,967,229
貸倒引当金	△858		
資産合計	5,291,718	負債・純資産合計	5,291,718

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,312,091
売 上 原 価	3,835,818
売 上 総 利 益	3,476,272
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,757,138
営 業 利 益	719,134
営 業 外 収 益	29,361
営 業 外 費 用	1,760
経 常 利 益	746,735
特 別 利 益	
収 用 補 償 金	28,539
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	682
税 引 前 当 期 純 利 益	774,592
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	259,800
法 人 税 等 調 整 額	△10,624
当 期 純 利 益	525,416

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式		株 主 資 本 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
2018年4月1日残高	588,443	478,823	478,823	14,434	2,581,682	2,596,117	△357	3,663,025	3,663,025
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△97,695	△97,695		△97,695	△97,695
当 期 純 利 益					525,416	525,416		525,416	525,416
自己株式の取得							△123,517	△123,517	△123,517
当期変動額合計	—	—	—	—	427,721	427,721	△123,517	304,204	304,204
2019年3月31日残高	588,443	478,823	478,823	14,434	3,009,404	3,023,839	△123,875	3,967,229	3,967,229

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

①関係会社株式……………移動平均法に基づく原価法によっております。

②その他の有価証券……………時価のあるものについて、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないものについて、移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………8～18年

工具、器具及び備品……………3～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

④退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

- ⑤ 役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支給に備えて、当社内規に基づく当事業年度末支給額を計上しております。
 なお、当社において当制度は2006年6月9日開催の取締役会において廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度廃止日に在任している役員に対する支給予定額であります。

(5) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理…………… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

消費税等の会計処理…………… 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	102,787千円
(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
① 短期金銭債権	25,709千円
② 短期金銭債務	30,866千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

① 売上高	78,536千円
② 仕入高	151,770千円
営業取引以外の取引による取引高	33,590千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	194	50,156	—	50,350
合計	194	50,156	—	50,350

(注) 自己株式の数の増加の内訳は、次の通りであります。

取締役会決議に基づく取得による増加 50,000株

単元未満株式の取得による増加 156株

6. 税効果会計に関する注記

(繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳)

繰延税金資産

賞与引当金	54,432千円
未払事業税	11,926千円
未払社会保険料	9,076千円
役員退職慰労引当金	7,278千円
退職給付引当金	28,553千円
関係会社株式評価損	36,478千円
その他	18,338千円

繰延税金資産小計 166,083千円

評価性引当額 △41,693千円

繰延税金資産合計 124,390千円

繰延税金負債

前払年金費用 21,985千円

繰延税金負債合計 21,985千円

繰延税金資産の純額 102,404千円

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,195円43銭

1株当たり当期純利益 156円22銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

株式会社翻訳センター

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 田 博 信 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 岡 義 則 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社翻訳センターの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社翻訳センター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

株式会社翻訳センター

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田博信	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平岡義則	Ⓢ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社翻訳センターの2018年4月1日から2019年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

株式会社 翻訳センター 監査役会
社外監査役(常勤) 妙中 厚雄[㊞]
社外監査役 松村 信夫[㊞]
社外監査役 大西耕太郎[㊞]

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社では、株主各位に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして認識しており、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。これに基づきまして、第33期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は116,152,750円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法第189条に定める単元未満株式に係る権利について明確化するために、変更案第9条を新設するものであります。
- (3) 上記の変更に伴う条数の整備等や、その他の条文および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1 取締役会	① 取締役会
2 監査役	② <u>監査等委員会</u>
3 監査役会	(削除)
4 会計監査人	③ 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第9条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>① <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>② <u>会社法第116条第1項の規程による請求をする権利</u></p> <p>③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、7名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条～第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、会社法370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(取締役会規程)</u></p> <p>第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与其他職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第26条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与其他職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを<u>区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第29条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集権者および議長)</u></p> <p><u>第30条 監査役会は、監査役会であらかじめ定めた監査役がこれを招集しその議長となる。ただし、必要あるときは他の監査役も招集することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会の決議方法</u>) <u>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>報酬等</u>) <u>第33条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役の実任免除</u>) <u>第34条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> <u>2 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) <u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第30条 監査等委員会の決議は、議決に加</u> <u>わることができる監査等委員の過</u> <u>半数が出席し、出席した監査等委</u> <u>員の過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法</u> <u>令または本定款のほか、監査等委</u> <u>員会において定める監査等委員</u> <u>会規程による。</u>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第32条 監査等委員会は、その決議によっ</u> <u>て常勤の監査等委員を選定するこ</u> <u>とができる。</u>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第37条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第33条～第35条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第38条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第36条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎 年3月31日とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎 年3月31日とする。</p> <p><u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余</u> <u>金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第40条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第38条～第39条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設) (新設)</p>	<p>附 則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、第33回定時株主総会終結前の 行為に関する会社法第423条第1項所定の 監査役（監査役であった者を含む。）の 損害賠償責任を、法令の限度において、 取締役会の決議によって免除することが できる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	のに みや しゅん いち ろう 二 宮 俊 一 郎 (1969年7月21日生)	1997年4月 株式会社翻訳センター（東京）入社 2001年9月 当社東京営業部長 2004年6月 当社取締役東京営業部長 2005年4月 東京第一・第三営業部長兼営業戦略室長 2007年4月 経営企画室長 2010年4月 経営企画室長兼内部監査室長 2011年4月 業務推進部担当兼経営企画室長兼内部監査室長 2012年4月 業務推進部担当兼経営企画室長兼内部監査室長兼品質管理推進部長 2012年10月 経営企画室長兼品質管理推進部長 2014年4月 東京第一営業部担当兼品質管理推進部担当兼経営企画室担当 2015年4月 経営企画担当 2016年6月 営業統括兼経営企画担当 2017年4月 営業・経営企画統括兼業務推進部長 2017年6月 経営企画統括兼業務推進部長 2017年10月 経営企画統括 2018年6月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) HC Language Solutions, Inc. 代表取締役社長 株式会社アイ・エス・エス 代表取締役社長 株式会社アイ・エス・エス・インスティテュート 代表取締役社長 株式会社メディア総合研究所 代表取締役社長	51,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
2	ひがし いく お男 東 郁 (1961年7月15日生)	1992年8月 株式会社京都翻訳センター入社 1993年3月 株式会社関西翻訳センター転籍 1994年11月 株式会社東京トランスレーションセンター取締役 1997年8月 当社取締役 2001年9月 当社代表取締役社長 2007年4月 営業本部長 2014年4月 営業本部長兼大阪第二営業部担当兼東京第二営業部担当兼ローカライゼーション営業部担当 2018年6月 取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本翻訳連盟 会長 株式会社アイ・エス・エス 代表取締役会長 株式会社パナシア 代表取締役社長	153,600株
3	たけ やま よし のり 武 山 佳 憲 (1971年6月19日生)	2000年10月 当社入社 2008年4月 当社東京第一営業部長 2009年9月 当社東京第二営業部長 2015年4月 当社医薬営業部長 2017年6月 当社取締役(現任) 営業統括兼医薬営業部長 2017年11月 営業統括兼医薬営業部長兼工業・ローカライゼーション営業部長 2019年4月 営業統括兼工業・ローカライゼーション営業部長(現任) (重要な兼職の状況) なし	300株
4	うお たに まさ し 魚 谷 昌 司 (1973年9月25日生)	2002年4月 当社入社 2014年4月 当社経理部長 2018年6月 当社取締役管理統括兼経理部長(現任) (重要な兼職の状況) なし	2,200株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	おおにしこうたろう 大西耕太郎 (1968年8月27日生) 【新任】	1997年10月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2001年6月 公認会計士登録 2003年8月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)退所 2003年9月 公認会計士大西耕太郎事務所代表(現任) 2006年6月 株式会社フレンドリー社外監査役(現任) 2007年1月 株式会社NEXT CENTURY代表取締役社長 2012年6月 当社社外監査役(現任) 2017年9月 株式会社HAYAWAZA 取締役(現任) 2019年4月 株式会社NEXT CENTURY取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士大西耕太郎事務所 代表 株式会社NEXT CENTURY 取締役会長 株式会社HAYAWAZA 取締役	2,400株
2	やまもとじゅん 山本淳 (1970年12月26日生) 【新任】	1999年4月 弁護士登録 2001年4月 堂島法律事務所入所 2005年4月 パートナー弁護士(現任) 2009年4月 弁護士法人堂島法律事務所移籍(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人堂島法律事務所 パートナー弁護士	0株
3	まつむらのぶお夫 松村信夫 (1951年8月30日生) 【新任】	1981年4月 大阪弁護士会登録 1984年4月 松村信夫法律事務所(現プログレ法律特許事務所)事務所代表(現任) 2000年3月 弁理士登録 2004年4月 大阪市立大学法学研究科特任教授(現任) 2006年6月 日本工業所有権法学会理事(現任) 2009年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) プログレ法律特許事務所 事務所代表	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大西耕太郎氏、山本淳氏および松村信夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、大西耕太郎氏、山本淳氏および松村信夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
4. 大西耕太郎氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
5. 大西耕太郎氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- 大西耕太郎氏は、公認会計士および税理士としての専門的知見ならびに当社の社外監査役としての職務を通じて得た豊富な経験を有しており、独立性と専門性を備えた幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断しました。
6. 山本淳氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 山本淳氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- 山本淳氏は会社経営に関する法務問題に高い専門性を有する弁護士であり、独立性と専門性を備えた幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断しました。なお、山本淳氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
8. 松村信夫氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
9. 松村信夫氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- 松村信夫氏は、弁護士としての専門的知見ならびに当社の社外監査役としての職務を通じて得た豊富な経験を有しており、独立性と専門性を備えた幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断しました。なお、松村信夫氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
10. 当社は、大西耕太郎氏、山本淳氏および松村信夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、法令の定める最低責任限度額となります。各氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
野本洋一 (1960年3月21日生)	1990年1月 中谷公認会計士事務所(現税理士法人 陽光)入所 1996年2月 税理士登録 2016年6月 税理士法人陽光 社員(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野本洋一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 野本洋一氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- 野本洋一氏は、税理士としての専門的知見を有しており、独立性と専門性を備えた幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断しました。なお、野本洋一氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 野本洋一氏が社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
5. 野本洋一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2009年6月25日開催の第23回定時株主総会において、月額18百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額216百万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額48百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするに付きご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第 8 号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役 4 名（社外取締役を除く。）および監査役 3 名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額 36 百万円（取締役分 30 百万円、監査役分 6 百万円）を支給することといたしたいと存じます。

第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社は、本総会において、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

今般、役員報酬制度の見直しの一環として、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」の報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役にに対して支給する金銭報酬の総額は年額20百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、本総会で第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。なお、本制度により対象取締役にに対して発行又は処分される普通株式の総数は年8,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、これによる普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から30年間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の株式数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限がされていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

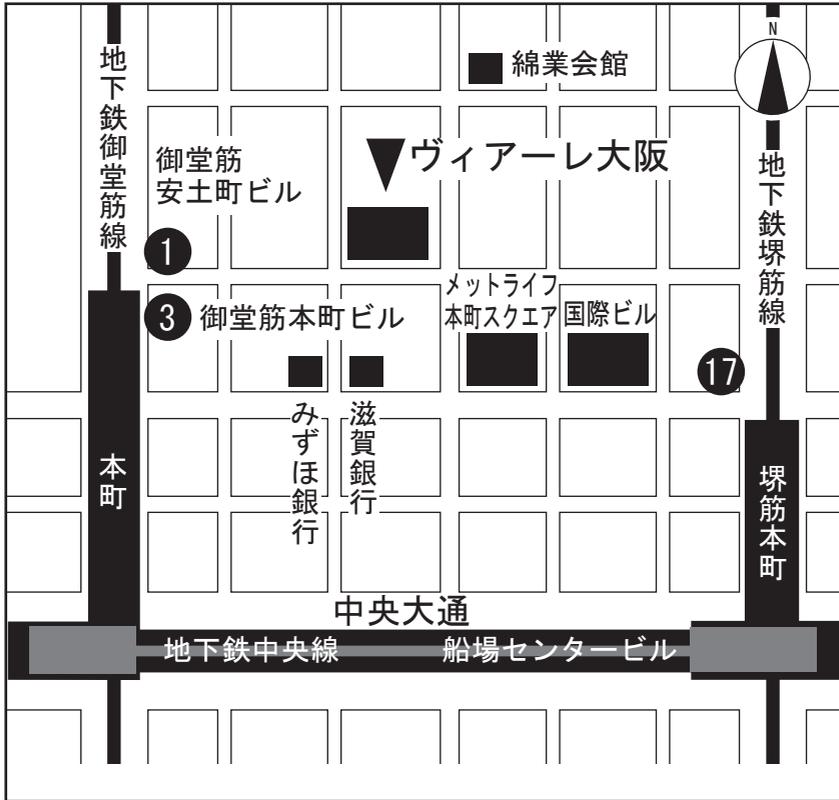
以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町3丁目1番3号
ヴィアーレ大阪4階『ヴィアーレホール』
TEL 06-4705-2411



交通 地下鉄御堂筋線・中央線「本町駅」下車 1、3番
出口より徒歩約3分
地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町駅」下車 17番出
口より徒歩約5分